

瀬戸市子ども・若者センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 2 5 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 3 4 号

瀬戸市子ども・若者センター条例を廃止する条例

瀬戸市子ども・若者センター条例（令和 2 年瀬戸市条例第 4 4 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。